

米子市郵便入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が行う建設工事に係る入札を郵便により執行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(入札書の郵送方法)

第2条 郵便による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書を次項に規定する方法により、あらかじめ指定する日に契約担当課に到達するように郵送しなければならない。

2 入札書を郵送する際は、所定の事項をすべて記載した上で指定の封筒に入れて封かんし、配達日指定郵便により、特定記録郵便、一般書留又は簡易書留のいずれかにより行うものとする。

(開札等)

第3条 契約担当課長は、前条の規定により入札書が到達したときは、これを開札日時まで契約担当課において厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 入札書到達後においても、入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができる。

4 開札は、前条第2項の封筒が未開封であることを第5条第1項に規定する入札立会者のすべてが確認した後に行うものとする。

(入札の無効)

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加申込書を提出していない者がした入札
- (2) 入札書に記名押印がない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正している入札又は入札金額の明確でない入札
- (4) 同一入札案件について同一人が複数の入札書を提出した入札
- (5) 第2条第2項に規定する方法以外の方法で入札書を提出した入札
- (6) 指定の封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (7) 入札書が第2条第1項の指定する日以外の日には到達した入札
- (8) 指定の封筒に記載の工事名又は差出人と同封された入札書の工事名又は入札者が相違する入札
- (9) 指定の封筒に工事名又は差出人の記載されていない入札
- (10) その他入札執行者において無効と認めた入札

(入札の立会い)

第5条 契約担当課長は、あらかじめ、郵便による入札に付する建設工事ごとに、当該入札の入札参加者のうちから入札に立ち会う者（以下「入札立会者」という。）を指名し、入札への立会いを求めるものとする。この場合において、当

該入札立会者以外の入札参加者が当該入札への立会いを求めたときは、これを認めるものとする。

- 2 入札立会者及び前項後段の規定により入札への立会いを認められた者（以下この条において「立会者」と総称する。）は、当該入札の入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者とし、その人数は、一の入札参加者につき1人とする。
- 3 入札立会者の数は、各入札について3人以上とする。ただし、当該入札の入札参加者が3人に満たないときは、すべての入札参加者を入札立会者に指名する。
- 4 立会者は、開札前に、立会者名簿に署名しなければならない。
- 5 契約担当課長は、すべての立会者がその立ち会うべき入札に立ち会わなかったときは、入札事務に関与しない職員を1人以上立ち合わせなければならない。
（くじによる落札者の決定）

第6条 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定しなければならない。この場合において、くじを引くべき入札者が、当該入札に立ち会っているときはその者にくじを引かせ、立ち会っていないときは当該入札者に代わって入札事務に関与しない職員にくじを引かせるものとする。

- 2 契約担当課長は、必要があると認めるときは、前項の規定によるくじを行う日時を別に定め、その日時において、当該くじを引くべきすべての入札者にくじを引かせることができる。
（入札結果の通知）

第7条 契約担当課長は、郵便による入札により落札者を決定した場合は、速やかに、当該落札者に入札結果を通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年2月23日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、同年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領による改正後の米子市郵便入札実施要領第2条第2項の規定は、平成21年3月1日以後に郵便局において引き受けられた入札書について適用し、同日前に郵便局において引き受けられた入札書については、なお従前の例による。